

植物防疫法施行規則及び関係告示の一部改正案について寄せられた御意見等及びそれに対する見解について

公聴会

1 開催日時及び場所：

- ・ 日時：令和2年3月4日 14:00-15:40
- ・ 場所：農林水産省三番町共用会議所

2 概要：

- ・ 公述申込者3名全員が公聴会において公述を行った。
- ・ 公述による御意見の全てが賛成意見であった。

3 公述による御要望及びそれに対する見解：

番号	公述による御要望	御要望に対する見解
1	今後も国内外の植物有害動植物について、適切な病害虫リスクアナリシス（PRA）を実施し、植物防疫法施行規則の改正に反映させていくことを要望する。	国内外の植物病害虫について、引き続き、生物学的情報や農業被害などの関連情報の収集に努めるとともに、本情報に基づいた病害虫リスクアナリシスを実施します。
2	<p>削除が提案されている検疫有害動植物5種のうち「Grapevine vein necrosis」については、<i>Grapevine rupestris stempitting-associated virus</i>の一部の系統による病害と報告され妥当と考えられるが、他のウイルス等の関与も含めて考慮することがより望ましいと考える。</p> <p>海外からの種苗の輸入量および品目の増大、ならびに新たに検疫対象となる病害虫種等の増加に伴い、植物検疫業務を担う植物防疫所等の負担も大きくなっていることと思考する。</p> <p>人員の確保に加え、国内外の大学や研究機関等との連携や人材の交流を図りつつ、植物検疫業務および検疫技術の高度化・効率化に資する研究開発に取り組める人材の育成の継続と、さらなる発展を希望する。</p>	<p>また、本リスクアナリシスに基づき、随時検疫措置の対象となる検疫有害動植物の指定を行うとともに、既指定の検疫有害動植物の発生地域等の見直しを実施し、適切な植物検疫業務の実施に努めます。</p> <p>今後とも、検疫技術の高度化・効率化等の植物検疫業務の発展のためにも、国内外の大学や研究機関等とのより一層の連携や人材交流に努めるとともに、植物検疫業務実施に必要な人員と予算の確保を進めるなど、万全な植物検疫体制を構築してまいります。</p>
3	改正される規則等が適正に運用されることを要望する。	

(参考) パブリックコメント

- 1 実施期間：令和2年2月4日から令和2年3月4日まで
- 2 提出意見：2通
- 3 御意見及びそれに対する見解：

番号	御意見	御意見に対する見解
1	<p>検疫の対象とする病害虫のポジティブリスト化の目的は、国際ルールへの調和とメリハリの効いた植物検疫を推進するためとしています。今回の改正では非検疫の対象となるものは増えていますが、検疫有害動植物には8種が追加されたのみです。ポジティブリストの考え方をするのであれば、増やすべきなのは検疫有害動植物ではないのでしょうか。検疫有害動植物が頭打ちになっているのでしょうか。ポジティブリストを謳っているには考え方がネガティブリストよりも感じます。</p> <p>暫定的に検疫の対象とする病害虫は科で記載されているが、ポジティブリストに記載されている種が属さない科も記載されています。多くの科が暫定となっているため、科ごとに検疫の対象とすべき科なのか検討すべきだと思います。メリハリの効いた植物検疫になっていると思えません。</p>	<p>諸外国における新たな植物病害虫の発生や分布地域等の拡大など、我が国への植物病害虫の侵入リスクが高まっており、それら病害虫に対するリスクアナリシスの実施と水際における検疫対策の徹底が重要です。</p> <p>具体的には、病害虫リスクアナリシスについては、農産物の生産に被害を及ぼす病害虫の侵入を効果的かつ効率的に防止するため、海外での発生情報等を踏まえ、病害虫の侵入・まん延の可能性や、まん延した場合に農業生産に与える経済的被害についての評価を行っています。</p> <p>本リスクアナリシスの結果を踏まえ、検疫措置の対象となる検疫有害動植物の指定を行うとともに、既指定の検疫有害動植物の発生地域等を見直し、随時、植物防疫法施行規則等の水際対策の見直し・改正を実施しているところです。</p> <p>また、リスクアナリシスが終了していない病害虫のなかには、科レベルでは我が国の農業への影響が無視できないと特定できているものの、種レベルまでは特定できていない場合があります。</p> <p>この場合には、種レベルでのリスクが特定できるまで、その科全体を暫定的な検疫対象とすることと整理しています。</p> <p>なお、その場合でもリスクアナリシスの結果我が国の農業への影響が無視できると特定できている種がその科の中に含まれていれば、当該種は検疫の対象としない旨規定することとしています。</p>
2	<p>新たに指定したり、削除する基準を明確にしたい。</p>	